

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令（案）参照
条文

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（原産地の意義）

第二十六条 法第八条の二第一項又は第三項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

二 （省略）

2）3 （省略）

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）（抄）
（原産地の意義）

第三条 関税暫定措置法施行令第二十六条第一項の規定は、第一条及び前条第一項に規定する原産地について準用する。

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（抄）
（完全に生産された物品の指定）

第八条 令第二十六条第一項第一号（原産地の意義）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品

二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品

三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）

四 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品

五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品

六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物

七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの

九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず

十一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品